

令和3年3月12日

まちづくり委員会資料

市内の野球場等における管理運営の変更に係る
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

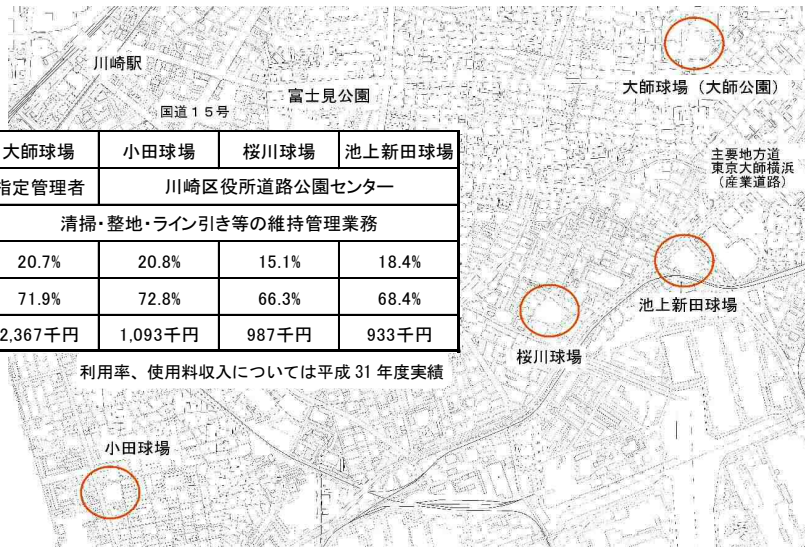
市内の野球場等における管理運営の変更に係るパブリックコメントの実施について

1 川崎区内の野球場等の管理について

川崎区内にある小田球場、桜川球場、池上新田球場については、同区内の大師公園（大師球場を含む）の指定管理者が更新される令和4年度から指定管理者が包括的に管理する施設とすること、及び、施設への利用料金制の導入を検討しています。これによって、同区内の野球場における効率的・効果的な管理運営や、民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

(1) 現状について

大師球場とその他の三球場においては、別々の管理者が同一内容の保守を行っているほか、平日の利用率が低く施設が十分に活用されていない状況があります。地域の方々からは、平日の放課後の時間帯に開放を求める要望もありますが、監視員の配置など管理体制を構築することが難しいことなどによって、その要望には十分に答えられていません。



	大師球場	小田球場	桜川球場	池上新田球場	
管理体制	指定管理者	川崎区役所道路公園センター			
保守内容	清掃・整地・ライン引き等の維持管理業務				
利用率	平日	20.7%	20.8%	15.1%	18.4%
	休日	71.9%	72.8%	66.3%	68.4%
使用料収入	2,367千円	1,093千円	987千円	933千円	

利用率、使用料収入については平成31年度実績

(2) 指定管理者導入及び利用料金制による効果について

- ア 近接する四球場について、同一の管理者が包括的に管理することにより、効率的・効果的な維持管理が実現されます。
- イ 民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって、利用率が低い平日の時間帯にボール遊びが可能な場所として活用するなど、指定管理者による管理移行に伴い、更なる地域貢献への効果の発現が期待されます。
- ウ 利用料金制の導入によって、利用状況に合わせた柔軟な料金設定を行うことが可能となり、効率的・効果的な運用による利用率の向上が図られます。

(3) 利用料金の設定（条例改正）について

利用料金制は、管理する公の施設の利用に係る料金（以下、利用料金とします）について、管理者の収入として收受させることができるものです。制度の導入にあたっては、利用料金の上限額等について条例で新たに規定する必要があることから、都市公園条例の改正を行います。なお、**具体的な施設の利用料金については、条例に規定した上限額の範囲内において指定管理者が市に金額を提案し、市の承認を得て決定することとなります。**

現行の料金（使用料等）			条例に規定する 上限額（案）				
種別	単位	金額	種別	単位	金額		
野球場	1回（2時間以内）	2,500円	野球場	1回（2時間以内）	2,500円		
テニスコート	1回（1時間以内）	750円	テニスコート	1回（1時間以内）	750円		
駐車場	普通車	2時間以内	400円	駐車場	普通車	2時間以内	400円
		超過30分毎	50円			超過30分毎	50円
	大型車	2時間以内	1,000円		大型車	2時間以内	1,000円
		超過30分毎	250円			超過30分毎	250円

2 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更（条例改正）について

中原区内にある等々力球場の屋内野球練習場については、改築に伴い野球場内に設置されましたが、供用時間が野球場と異なっています。このため、都市公園条例の改正を行い、供用時間について統一することによって、更なる利用とサービスの向上を図ります。

現行の供用時間			改正後の供用時間		
野球場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで	野球場 屋内野球練習場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで（照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで）		11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで（照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで）
屋内野球練習場	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで			

3 今後のスケジュールについて

令和3年	3月15日～4月15日	パブリックコメント実施
	6月	川崎市都市公園条例一部改正、公布及び施行
	7月	指定管理者の募集開始（1ヵ月間程度）
	12月	指定管理者の指定に係る議案の提出

市内の野球場等における管理運営の変更について

ご意見をお寄せください

川崎区内にある小田球場、桜川球場、池上新田球場については、同区内の大師公園の指定管理者が更新される令和4年度から指定管理者が包括的に管理する施設とすること、及び、施設への利用料金制の導入を検討しています。これによって、経費削減や民間事業者の持つノウハウ、創意工夫により柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

また、中原区にある等々力球場の屋内野球練習場については、改築に伴って野球場内に設置されていますが、供用時間が野球場と異なっています。このため、都市公園条例の改正を行い、供用時間について統一することによって、更なる利用とサービスの向上を図ります。

つきましては、「市内の野球場等における管理運営の変更について」取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集の期間

令和3年3月15日（月）～令和3年4月15日（木）

※郵送の場合は、4月15日（木）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課）

(3) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、みどりの企画管理課、各区役所道路公園センター、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

電話：044（200）3498 FAX番号：044（200）3973

E-mail: 53mikika@city.kawasaki.jp